

令和7年度 engawa 運営業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

第1 目的

奥大和移住定住交流センターengawaを、県内への移住促進の拠点として活用するほか、奥大和地域の活力推進のHUB拠点とした運営を行う。engawa内にある移住相談窓口と連動し、地域内連携を図るとともに、同地域に関する情報を発信することで、移住・定住の促進及び地域活力の推進を図る。

第2 一般事項

(1) 名称

令和7年度 engawa 運営業務委託

(2) 委託上限額

5,717,800円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

※上記金額を超える場合は契約を行いません。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 問い合わせ先

奈良県総務部知事公室 奥大和地域活力推進課

〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

TEL: 0744-48-3016 / FAX: 0744-48-3135

E-mail: okuyamato@office.pref.nara.lg.jp

第3 委託業務内容

(1) 業務内容 別添仕様書のとおり

(2) 提案における留意点

提案内容については、以下の点に留意すること。

- ・実行可能な提案をすること。
- ・簡潔に記載すること。

第4 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425

号)による競争入札参加資格者名簿に、営業種目Q5①「役務の提供(広告・イベント業務)」で登録されている者(企画提案書提出時点において、当該登録が認められている者)であること。

- (7) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ)の代表者を、個人にあつてはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) (10)及び(11)に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 同種又は類似の業務を公告日から過去5年間に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

※同種業務とは、奥大和地域内で実施した、移住相談にかかる企画運営業務をいう。

※類似業務とは、奥大和地域外で実施した、移住相談にかかる企画運営業務をいう。

第5 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合、所定の参加意向申出書及び企画提案書等を指定期限までに提出すること。提出方法は、持参または郵送によることとし、郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

なお、提出された参加意向申出書等の内容、参加資格条件について審査し、不適切な場合は非選定の通知を行う。

1. 参加意向申出書等(様式1～様式2)の提出

(1) 提出期間

令和7年2月27日(木)から令和7年3月10日(月)まで

(開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。)

(2) 提出場所

奈良県総務部知事公室 奥大和地域活力推進課

〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

(3) 提出方法

持参または郵送に限る

(4) 提出書類

- ・参加意向申出書【様式1】 1部
- ・会社概要及び事業受注実績【様式2】 1部

2. 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年3月12日（水）から令和7年3月24日（月）まで
（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。）

(2) 提出場所

奈良県総務部知事公室 奥大和地域活力推進課
〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

(3) 提出方法

持参または郵送に限る

(4) 提出書類（各副本9部については、提案者を判読できるような記載は削除等すること。）

①企画提案書【様式4～13】 10部（正本1部・副本9部）

- ・添付資料はA4版で両面長辺綴じとする。文字サイズは10ポイント以上とし、全体で15ページ以内とする。また、可能な限り具体的に記載すること。
- ・参加事業者1者につき1提案とすること。
- ・提案する企画にかかる費用の総額は「第2（2）委託上限額」を越えないものとする
- こと。
- ・一度提案された「企画提案書」は、書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできない。

②見積書 【任意様式】 10部（正本1部・副本9部）

③提案事業者の概要書【任意様式】 1部

- ・提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

④契約実績証明書 1部

- ・過去5年間の同種又は類似の業務の契約実績について分かる資料を提出すること。

第6 質問及び回答

1. 提出期間

令和7年3月4日（火）まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。）

2. 質問方法

質問票【様式3】に質問内容を記入し、FAX または電子メールにて送付すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。電子メールによる質問の場合は、題名の最初に『「令和7年度 engawa 運營業務委託」企画提案に関する質問』と明記すること。また、送付後、次の提出先に受信確認の電話をすること。

3. 提出先

奈良県総務部知事公室 奥大和地域活力推進課

〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

TEL: 0744-48-3016 / FAX: 0744-48-3135

E-mail: okuyamato@office.pref.nara.lg.jp

4. 質問内容に対する回答

参加意向申出書の提出があった事業者から受理した質問内容を全てまとめ、参加意向申出書の提出があった全事業者あて、令和7年3月7日（金）午後5時までに、FAX または電子メールで回答する。→併せて、奈良県ホームページ（奈良県ホームページのトップページ→組織から探す→美しい南部東部振興課／奥大和地域活力推進課→新着情報）に掲載します。

第7 審査会

(1) 提案書の内容についてのプレゼンテーション、質疑及び補足説明を求めため、審査会を実施する。なお、以下を予定しているが、詳細については個別に通知する。

- ① 日時：令和7年3月27日（木）13:30:～（予定）
- ② 場所：橿原総合庁舎（リモートでのプレゼンテーションも可とする）
- ③ ヒアリング時間：プレゼンテーション（15分）、質疑応答（10分）

※プレゼンテーションにおいて、プロジェクターの使用を認めます。

なお、使用するデータは、第5「2. 企画提案書の提出」とあわせて、USB媒体でご提出ください。

(2) 別表「令和7年度 engawa 運営業務委託 プロポーザル受託者選定評価基準」に基づき審査を行い、審査委員の合計点を集計し、最も高得点を獲得した最優秀提案者を受託者として選定する。

(3) 評価基準による総得点が一定基準（6割）に満たない場合は、受託者とししない。

(4) 提案者が1者の場合、評価基準による総得点及び各審査項目の合計点が6割以上で、かつ審査会の合議により認められたものについては、当該提案者を受託者として選定する。

(5) 審査の結果、最高得点者が2者以上であった場合は、審査会の合議により受託者を選定する。
この場合、評価基準のうち配点の高い審査項目の得点を考慮する。

第8 審査結果

評価基準に基づき提出書類の審査を行い、受託者を決定する。受託者の名称は、提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、異議申し立ては一切受け付けない。

併せて、奈良県ホームページにて、次の項目について公表する。（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。）

- ① 業務名、受託者の所在地、名称、代表者氏名及び審査年月日
- ② 受託者・提案者毎、各審査項目毎の評価点及び合計点

第9 事業者との契約

(1) 最優秀提案者に選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約書

を締結した後、速やかに業務に着手すること。

- (2) 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- (3) 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- (4) 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- (5) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - ① 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記⑥に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

第11 その他

- (1) 提案書等および契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

- (2) 提出書類は、本業務委託事業者の選定以外にプロポーザル参加者に無断で使用しないものとする。ただし、委託事業者として選定されたプロポーザル参加者の提出書類については、委託事業者選定後、一定期間、ホームページでの公表等に使用することがある。
- (3) 提出書類は、委託事業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) プロポーザル参加者が本企画プロポーザルに要した費用については、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。
- (6) 本企画プロポーザルの実施は、委託事業者の特定を目的とするものであり、契約後においては、県と協議を重ねながら計画策定を行うことになるため、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (7) 契約額は、提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務内容を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うものとする。
- (8) 「参加意向申出書」を提出した後に辞退する場合は、速やかに県担当課まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出を行うこと。
- (9) 選定結果として、企画提案書等を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行うことを了知すること。
- (10) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。